

議案第27号

農業委員会の委員の任期および定数の取扱いに関する件

農業委員会の委員の任期および定数の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求める。

河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。ただし、選挙による委員については、次のとおり取り扱うものとする。

1 合併前の河辺町および雄和町の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとする。

~~2 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、合併後の選挙による委員の定数は20人とし、合併前の秋田市の区域に3選挙区12人、河辺町の区域に1選挙区4人、雄和町の区域に2選挙区4人とする。~~

平成15年11月26日提出

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会会長 佐 竹 敬 久

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(9) 農業委員会の委員の任期および定数の取扱い

農林専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 農業委員会の定数、任期	<p>【委員定数】</p> <p>選挙 20人</p> <p>議会推薦 5人</p> <p>新あきた農業協同組合推薦 1人</p> <p>秋田中央農業共済組合推薦 1人</p> <p>計 27人</p> <p>【任期】</p> <p>3年</p> <p>現委員の任期 平成17年7月19日まで</p>	<p>【委員定数】</p> <p>選挙 12人</p> <p>議会推薦 3人</p> <p>新あきた農業協同組合推薦 1人</p> <p>秋田中央農業共済組合推薦 1人</p> <p>計 17人</p> <p>【任期】</p> <p>3年</p> <p>現委員の任期 平成17年7月19日まで</p>	<p>【委員定数】</p> <p>選挙 11人</p> <p>議会推薦 3人</p> <p>新あきた農業協同組合推薦 1人</p> <p>秋田中央農業共済組合推薦 1人</p> <p>計 16人</p> <p>【任期】</p> <p>3年</p> <p>現委員の任期 平成17年9月29日まで</p>	<p>編入合併に伴い、原則どおり一農業委員会とするか、複数の農業委員会とするか、農委法34条により従前の行政区域ごとに農業委員会を置かが検討課題</p> <p>— 合併後の選挙による委員定数は最小10人から最大40人まで選択できるが何人に設定するかが検討課題</p> <p>— 合併特例法に基づく在任特例を適用するかどうかを検討課題</p> <p>選挙による委員の選挙区を設けるか、設けるとすればどのように区分けするかが検討課題</p>	<p>合併時に河辺、雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合する。</p> <p>— 合併後の選挙による委員定数は20人とする。ただし、農業委員会等に関する法律で「農地部会」に関する規定の改正があったときは再度検討する、合併期日までに調整する。</p> <p>— 河辺・雄和町農業委員の失職により農地法等業務に支障を来すことのないよう、合併特例法第8条を適用する。</p> <p>合併に伴い農業委員の担当エリアも広域化することから複数の選挙区を設ける。ただし、区分けにあたっては地域性を考慮し、秋田市に3、河辺町に1、雄和町に2の選挙区を設ける合併期日までに調整する。</p>